

酒類・酒母・もろみ製造業・販売（代理・媒介）業事業譲渡申告書の記載要領

- 1 この申告書は、酒税法第19条第1項の規定により、酒類、酒母若しくはもろみの製造業又は酒類販売（代理・媒介）業を事業譲渡しようとする場合に使用してください。
- 2 「申告者（譲受者）」欄には、事業を譲り受けた方の住所・氏名を記載してください。
- 3 関係書類は、「酒類等の製造免許申請書類一覧表（CC1-5102-2）」又は「酒類販売業免許等申請書類一覧表（CC1-5104-2）」に定める必要書類を添付し、それぞれ、「酒類等製造業事業譲渡の申告書（M）チェック表（CC1-5102-2(12)）」又は「酒類販売業事業譲渡の申告書（k）チェック表（CC1-5104-2(14)）」により確認してください。
- 4 「製造場又は販売場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載してください。
 - ・「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書）を記載してください。
 - ・「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - ・「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。
- 5 「申告販売場の酒類販売管理者（の選任予定）」欄には、申告販売場の酒類販売管理者として選任している者又は選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。